

出版健保23管発第54号
平成23年8月23日

事 業 主 各 位

出版健康保険組合
理事長 朝 倉 邦 造
(公 印 省 略)

東日本大震災の復興事業等に従事したことによる定時決定
(算定)における特例措置(特例保険者算定)について

平素より当組合の事業運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省より、定時決定(算定)において東日本大震災の復興事業に従事したため、報酬が一時的に変動した場合の新たな特例措置が、平成23年7月28日に示されました。

貴事業所におかれましては、本年7月に算定基礎届のご提出をいただいておりますが、対象者となる被保険者がいる場合には、再度、算定基礎届等の手続きをお願いいたします。

1. 特例保険者算定の概要

平成23年度の定時決定において、東日本大震災の影響により4月から6月の報酬が他の期間と比較して著しく増加したために、以下の(イ)と(ロ)の間に2等級以上の差が生じ、8月までに報酬が減少した場合には、以下の(ロ)の方法で算定することができるようになりました。

(イ)平成23年4月～6月の3ヶ月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額

(ロ)平成22年7月～平成23年6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額

2. 特例保険者算定の要件

- ①上記1. (イ)と(ロ)の間に2等級以上の差が生じていること
- ②この差が東日本大震災の復興事業等に従事したため一時的に増加したことにより生じていること（いずれの月も報酬の支払の基礎となった日数が17日未満の月を除きます）。
- ③さらに平成23年8月までに給与支払額が、従前の支払額の水準(※)まで減少していること

※ 「従前の支払額の水準」とは、残業手当等の減少により支払が戻った月の報酬月額と、年間平均の報酬月額との差が、標準報酬月額等級区分で1等級以内にとどまっていることをいいます。

なお、この特例保険者算定については、業種や職種、事業所の所在地を問わず、東日本大震災の復興業務等に従事したことにより報酬が一時的に変動した場合が対象となります。

④平成23年4月から6月までの間に、定期昇給等により固定的賃金の変動があり、当年7月から9月まで改定月とする随時改定（月変）に該当した場合は、随時改定が定時決定より優先するため、特例保険者算定は該当しません。

3. 特例保険者算定の手続き

- ①対象となる被保険者の算定基礎届の備考欄に「特例保険者算定」と記載してください。
- ②すでに定時決定されている被保険者の中に対象者がいる場合には、算定基礎届の再提出が必要です。
- ③届出にあたっては、次の資料を必ず添付してください。
 - 「年間報酬の平均で算定することの申立書」別添
 - 「健康保険・厚生年金保険、被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等」別添
 - 報酬が一時的に変動したことがわかる賃金台帳※別添の用紙は出版健康保険組合のホームページからダウンロードができます。

お問い合わせ：業務部適用課 TEL 03-3292-5005
大阪支部 TEL 06-6944-4300
ホームページ <http://www.phia.or.jp/>